



発行・編集
東成瀬村議会議務局
印刷
鶴田印刷(株)



6月9・10日村内視察

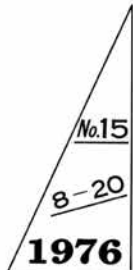
村の実態を把握し、行政に反映させるべく、二日間に渡り村内を視察した。

視察要旨は、村内の現状はもとより、各部落から出されている要望事項、陳情等を主とし、その経過処理等を重点に視察。その成果は、第三回定例会において一般質問等により、疑義を正した。

議会活動

(五月一日) 七月三十一日

- 5/11 第二回臨時会
- 6/1 全員協議会(国保直営診療所運営について)
- 6/3 十文字駅に特急停車方陳情(秋鉄局)議長出席
- 6/5~6 栗駒山々開き(須川高原)議長出席
- 6/7 県町村議会議長会臨時総会(秋田)議長出席
- 6/9~10 村議村内視察
- 6/21 郡町村議会議長会、県知事と懇談(秋田)議長出席
- 6/22 第三回定例会(一日目)
- 6/24 第三回定例会(二日目)
- 6/29 草の台用水路竣工式、議長出席
- 7/5~7 村議管外視察研修会(茨城県大子町、瓜連町にて、畜産行政、土木行政を視察)
- 7/12 第四回臨時会
- 7/17 第五回臨時会
- 7/22~23 湯沢・雄勝広域圏組合議会議員、ごみ処理施設を視察(山形・宮城)議長出席
- 7/29 主要地方道水沢十文字線整備促進期成同盟会総会(水沢市)議長、建設常任委員長出席



問 (6月定例会)

問 誘致工場については村工場誘致条例により当該年度に賦課した固定資産税の範囲内で奨励金が交付されているが、村内零細企業者へも税の減免措置は考えられないか。

答 ご指摘のとおり誘致工場については条例に基づき奨励金が交付されているが、税の減免措置はなくあくまでも奨励金です。また、期間についても三カ年と限定されており、(株)ニシザワ産業秋田工場については五十年度をもって奨励金の交付を終了しております。

問 田子内簡易水道は布設以来一カ年を経過したが、水量不足に併せ、配管の故障が現在水で三十一カ所もある。この故障の原因は何か。また、工事のやり直しを考えると、水量不足にどう対処するか。を伺いたい。

答 故障カ所はバルブノックトにあり、欠陥があったものとして調査している。多すぎる故障については業者も責任を感じ、全体的やり直しは無理にしても可能な限りの修理をするとの念書を提出している。また、水量不足との事だが、計画給水量一日一人当り百五十リットルは確保しているが飲料水そのものは不足しているとは考えない。飲料用以外の使用が多いと思われるので各家庭での節水に努めてもらうよう指導している。

問 旧たばこ収納庫しらの田地を買収したと聞くが現在作付けがなされている。噂によると作付けが条件とか。作付けそのものが悪いというのでは、理事者は土地開発基金により自由に出来るものと解するが、公金で購入する以上、議会並びに住民に周知すべきでないか。また、本年四月九日付で土地取用法第二十四条の一項に基づき山村開発センター用地購入

問 被保険者が同一の月に同一の病院等に支払う費用が三万円以上の場合に支給される高額医療費については、病院等への支払いをしたのち二ヶ月程度経過しなければ世帯主に支給されないのが実情、この間、長期療養者等は二回も病院等への支払いを余儀なくせられる。この一時的苦しみを柔げるため、村において一時立替または一時貸付けの制度化を考えないか。

答 高額な医療費の支払いに苦慮していることは解っているが、役場そのものが金の立替えをする筋合いでないで、村社会福祉協議会のためたすけ合い資金を活用することとして現在発足している。元来たすけ合い資金は低所得者のための生活費を無利子で貸付けるものであり、金額、該当者も限定はされるが民生委員を通じ一名の保証人をつけて申請する簡単な手続きですみます。

問 田子内簡易水道は布設以来一カ年を経過したが、水量不足に併せ、配管の故障が現在水で三十一カ所もある。この故障の原因は何か。また、工事のやり直しを考えると、水量不足にどう対処するか。を伺いたい。

答 故障カ所はバルブノックトにあり、欠陥があったものとして調査している。多すぎる故障については業者も責任を感じ、全体的やり直しは無理にしても可能な限りの修理をするとの念書を提出している。また、水量不足との事だが、計画給水量一日一人当り百五十リットルは確保しているが飲料水そのものは不足しているとは考えない。飲料用以外の使用が多いと思われるので各家庭での節水に努めてもらうよう指導している。

問 旧たばこ収納庫しらの田地を買収したと聞くが現在作付けがなされている。噂によると作付けが条件とか。作付けそのものが悪いというのでは、理事者は土地開発基金により自由に出来るものと解するが、公金で購入する以上、議会並びに住民に周知すべきでないか。また、本年四月九日付で土地取用法第二十四条の一項に基づき山村開発センター用地購入

問 児童生徒の飲料水でもあり早急な対策が必要と考えるがどうか。また、過疎振興計画にある大柳地区簡易水道布設計画はどうなっているのか。

答 ご指摘のとおり原因不明の断水となり調査したところ、ボイラー室に通ずるバルブに野ねずみが詰っていたので直に取り除いたが、ねずみがどこから入ったかは確ではないが、これから解決のため今回の補正に予算計上した。

問 旧たばこ収納庫の解体について、三月二十七日の公示により三十一日に入札を行なったが不落とあり、その後再入札を行ない四名の参加希望者がありながら、一名と随意契約をしたと聞く。しかし、解体は参加希望者の四名で行なわれた事実がある。すつきりした姿ではないと考えるので村長の見解をお伺いたい。

答 確かに二回目の入札には四人が集まった。しかし、その入達の談話によるかどうかは解らないが、村と解体契約をしたのは一名です。すつきりしない姿とは言え、業者間でどのような話し合いがなされようとするの関知しないところと考える。

問 旧たばこ収納庫しらの田地を買収したと聞くが現在作付けがなされている。噂によると作付けが条件とか。作付けそのものが悪いというのでは、理事者は土地開発基金により自由に出来るものと解するが、公金で購入する以上、議会並びに住民に周知すべきでないか。また、本年四月九日付で土地取用法第二十四条の一項に基づき山村開発センター用地購入

自治用語 (地方債)

地方債とは、地方公共団体が第三者から資金の借入れを行なうことによつて負担する長期にわたる債務をいう。

地方債は、資金を借入れる会計年度には財源として歳入に計上されるが、翌年度以降その償還のための支出を義務づけられるものであるから、地方公共団体の財政運営の長期的観点からみて歳出財源をみだりに地方債におおぐということとは適当でない。このような趣旨から地方公共団体の歳入の財源は地方債以外の歳入をもつて充てることを目的としている。

地方債を起す場合は、予算でこれを定めることとされているが、予算で定めるのは地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法である。また、起債は、当分の間自治大臣または都道府県知事の許可が必要である。

許可される地方債の資金は、大別して政府資金と公募資金があり許可に当つて資金区分が明定される。政府資金には大蔵省資金運用部資金、郵便簡易生命保険及び郵便年金積立資金等があり、公募資金は一般市中資金を求めるものである。また、政府資金と大部分の公募資金は証券で借入れるが、公募分の中には証券で発行するものもある。

一般質

の告示があるが、これによって書類上とは言え山村開発センターを田子内字仙人下地内に建てるものと決めているようなもの。山村開発センター建設は重大事業、統合中学校、総合グラウンドと同じやり方でもた村を騒がせるのか、村長の明解な答弁を求めたい。

山村開発センターは具体的な計画には入っていないが過疎振興計画では五十二年度着手計画である。また、建設場所は現役場所在りである仙人下地地区を予定している。用地については今回求めた分だけではまだまだ不足。今後このような事項については議会に對し具に報告したい。

公園造林、直営造林の

分割請負は考えないか。

問 毎年の予算をみるに、公園造林、直営造林に大巾な経費計上がありこれらを請負っているものは直営造林は森林組合であり、公園造林は一人ひと、毎年同じ者と契約をしているが、地区毎に分割請負をさせてはどうか。また、森林組合理事と議会議員を兼ねているものがあるが、地方自治法第九十二条の二(兼職の禁止)に抵触しないか。

答 事業請負者が同じであることとはご指摘のとおりです。直営林は村森林組合を育成する意味からも森林組合にまかせるのが最良との考えからです。また、公園造林は

コミニテイセンターの

着工、完工はいいつ、

問 コミニテイセンター建設計画の基に、用地確保等その実現に努めていることは承知しているが、その着工、完工の予定はいいつか。

答 コミニテイセンターは地区を岩井川とし、五十、五十一年度の二カ年事業で発足。このセンターは、自らの創意工夫をもって進めるものであり、行政は側面から協力をする体制で進められている。しかし、用地については候補地が狭いとして隣地宅地買取りに取っかかっているが、移転先が決定せず現段階では着工がいいつになるか未定です。

統中完成後の通学方法は、

以前、通学方法は学校代表、

問 以前、通学方法は学校代表、部活等地域代表として協議し方向を定めたいとの説明がありました。が、村長がかねてより言明のスクールバス通学をふまえて進めるべきと考えます。諸般の事情があるにせよこの扱いによって再審すべきときはまた混乱を起すまい

もあるものと考えられ慎重を期すべき事項と思ひ現在の考えを伺いたい。

通学方法について協議すべく村内代表者五十三名を依頼し、五月十五日に協議会を開いている。この日の結論として、スクールバス運行と企業バス利用の利点比較のはつきりした資料を作成し再度協議することにしてあります。近日常に第二回目の会合を予定しているが、いづれにしろ、早々解決に努めたい。

草の台用水路の進捗状況は、

問 昨年度からの工事である草の台用水路は、先般の村内視察において現地をみ、工事完工は認められますが、工事に係る施工業者と工事の経過及び地元負担金の提出状況について伺いたい。これは同工事に係る資材納入及び一部工事請負者に代金が支払われていない事実があるため確認したい。

答 昭和五十年年度工事、いわゆる第一期工事は、部活と伊藤建設によって進められており、当該年度内の未払いの件は、その後話し合いで解決しております。第二期工事は、水源を変更し、成瀬川の砂防ダム補修工事に併せ取水すべく

県と接渉した関係で村工事として事業を進めた。設計額は四百八十八万円地元から二百八十八万円の負担を願っている。

部活会館を公民館扱いに。

問 公民館運営については、三十九年に制定した公民館設置条例及び公民館運営規則に基づき行なわれているが、公民館の設置されてない部活において部活会館が使用され、およそ公的会合には公民館の役割をはたしておりながら維持管理は部活の財源によってのみ行なわれている。財源の乏しい本村とは言え、消防法により規制される施設(非常灯等)ぐらいいは村において整備すべきと考え、各部落とも努力出来る点は最大に尽していると思われるが、年々嵩む部活費等の使用には苦慮していることと考える。

社会教育の場としての目的をはたす体制を強化すべきと考えるが、どうか。

答 部活会館の公民館扱いについて村の処遇は、との事だが、建設及び補修の場合には村でも相應の負担はしている。行政費依存ではなく、部活会館は部落の自治をもつて進んでもらいたい。

陳情とその経過

※城下地内より矢権運動場に至る道路の改修方について

陳情者 岩井川部落長

この道路は、通行不能のまま放置の状態にあるが、これを拡幅、改良整備を望みたい。の要旨。車道としての復旧は至難なため遊歩道として整備し、併せて車道は入道橋より矢権に至る道路を改良整備すべきとし、採択と決定。

※昭和五十一年度産米政府買入れ価格を正味六十kg当り二万二千十円以上となるよう実現に配慮を賜りたい。

陳情者 秋田県主食出荷商業協同組合 会長 本田 源太郎 他

採択と決定

※米穀政策確立・農業経営安定の確立にご支援を願いたい。

陳情者 東成瀬村農業協同組合 組合長理事 高橋 東美 他

採択と決定

※旧診療所医師住宅を部落に贈与願いたい。

陳情者 看沢部落長

昭和四十九年、村より貸与許可を得て使用中の旧医師住宅は構造上集会場として不便なため、一部改築の必要もあり、この際部落に贈与されたい。の要旨

採択と決定

弔 敬



東成瀬村議会 副議長
佐々木 朝 松殿(79才)

八月十日原発性肺癌のため死去
されました。

謹んで哀悼の意を表します。

村議 管外研修 視察記

七月
五、六日

大子町畜産を視察し

産経常任委員長 高橋東美

広く村外を視察見聞し、村行政運営の一端とすべく、茨城県大子町、同県瓜連町において、畜産、土木行政を視察した。参加議員を代表し、産業経済、建設の両常任委員長に研修記の寄稿を受けましたので、ここに紹介します

毎日新聞に「三〇年目の地方自治」のタイトルで、町村が抱えている諸問題の紹介があるなかで、「生産するお年寄り。福祉で生が」六十歳以上のお年寄りに生後八月月のメス仔牛を貸付け、五年以内にメス仔牛一頭を返還すると言う仕組みで、牛の世話をしながら世人に尽せるし、小遣銭がかけられる。

福島、栃木の県境とし、総面積の六九%が山林原野、気温気象上からも牧野開発に適し、古くから馬産地として知られた地であり、畜産の歴史は古いと聞く。またこの町は、茨城県内随一の面積を有し、旧二町三村が合併の町、町内に駅が五つもあり規模そのものは我が村の比ではなかった。

畜産の振興により、優良牛の生産と共に山間地域における過疎対策と、畜産による自立経営農家の育成を図り、肉用牛の特産地を目指すのが大子町の方針であるとの事。たまたま、五十年代において、老人福祉と肉用牛資源確保を兼ねた高令者等肉用牛飼育モデル事業を取りあげ、これが新聞紙上に紹介され、そのユニークさが評された訳であった。

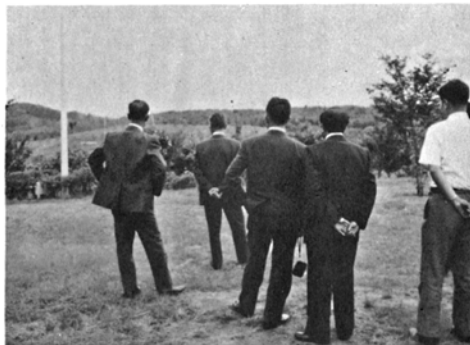
大子町の畜産の動向と推移もさして我が村と大きな変りはなく、四三、四四、四五年と続いた仔牛の価格の暴落は、その頭数と飼育農家の減少をもたらす結果になったと聞くと、さすが大型合併の町繁殖牛頭数 一、六九七頭 飼育農家数 九九二戸 一戸当り頭数 一、六頭、と頭数、戸数はやはり大きい。ただ戸当り頭数の一、六頭は我が村の一、八頭にやや低く全体的に一、二頭飼いの状況がみられた。

地域の概況、和牛生産基盤の概況等は、役場三階会議室において課長、係長等の説明を受け、のち貸付け牛を受けた二方の老人宅を訪ずれるべく町部より程遠くゆるやかな傾斜面の山あいの道を車はしばし砂塵をあげて進む。車中の対話から降雪もなく、たまに降ってもすぐ消雪すると聞。水田は沢水を利用する未整理田が多く、反取も七俵が限度と聞く。煙草、コンニャク、ムギ等の復々合経営であり、お茶の栽培も一部農家においてアルファ部門としてとり入れられていると言う。牛の飼育熱もこの環境にあるのではなからうか、と知る。

また、我が村の畜産と対比しての質問に、やはり、補助畜産は飼育農家の前進にはつながらないとして、牛個体に対しては行なわず飼料基盤整備等に力をそいでおり、特に草地造成は自己資金は事業費の十%とまり、残りは町負担で事業が進められている点は、飼育農家の取り組み方、行政のあり方等は再考を求められる点としての課題であると思う。訪問二方の家はいづれも土地の旧家か、最近新築、改築したばかりとみえ、平屋の重い赤い屋根瓦は印象的であ

った。高令者等貸付牛を含め二頭飼で高令者福祉の畜産と経済的な面との両立は、実際にはどう結ばれるのか時間が必要と思われ、いづこの地でもこの制度、この施策が適合するかは考えさせられる。それに比し、我が村の畜産施策は他に類をみられぬ体制にありながらこの現状は何が基因するのかと問を投げたい気持ちでした。

大子町は五月二三日第二七回全国植樹祭が行なわれた場所であり天皇、皇后両陛下に献上される新茶のその類をとして接待を受けた農家の庭先、その味あいはひとしおであり、訪問に忙しい時間をさいて下さったことに謝意をのべ別れを告げた、研修の記を結ぶ。



ふるさと公園



瓜連町公民館にて

行政視察雑感

建設常任委員長 柳 邦夫

全国的な不況の中で、国の政治不信が呼ばれ、当然の成行きとして地方財政が悪化し、中央に遠い未端町村程乏しい財政のやり繰りに四苦八苦している現在、自主財源が少なくその大部分を交付税に依存する我が村も、この現象は同じで、赤字決算を警戒し、あらゆる建設事業を抑えんと共に消費的経費の節減となり、ともすればすべてが消極的となりつつあるのが現状です。しかし、これだけでは村政を進めてゆく上で無策に等しい。消耗品の節約云々と同時に、もっと大きな無駄がないのか。こうした問題について常に論じているのが議会であり、少ない予算をどのようにして有効に住民のため役立たせるか、金がなければこれを二倍、三倍に効果的使用法はないか。こうした矢先、すばらしいアイデアで行政全般を進めている自治体があることを、毎日新聞「三〇年目の地方自治」で知り、百聞一見の例えにより、全員協議の上、七月五日から七日まで、茨城県大子町と瓜連町の行政視察を行ないました。土木行政を主に所感を交えて記してみたい。

①数字の二は当村の場合。
②最初に町の概要ですが、人口七三三二人(四、一七七人)。面積一五平方町(二〇五平方町)。五

以上の男女に限る、というところにもアイデアが示されていた。これがため地区の老人クラブの会長が全面的に人夫の繰出係であり、行政の上で密接な関係と係りそれが即老人の生がいに通じている瓜連公民館の会議室で町当局と私達議員との活発な一問一答の中でも町長は、六十歳は老人でない。働きたい人方が沢山いる。しかし水戸の工場とか一般の請負業者では使わない。従って、いくら他の面でも老人の福祉を進めても、労働の場を与えないで福祉バスでたまに物見遊山に連れ歩くのでは真の福祉ではないし、老人は満足しない。こうした面を考え私なりに建設事業を取り上げたと言っておりました。なお、M当りの詳しいデータは省略して概要とするが、請負に付した場合、防塵舗装で八五三円、オイルカバー方式で一、〇四四円となるが、直営で実施した場合、材料費二八九円と人件費一四四円、計四三三円で、これに大きく請負の半額ですむ。これで浮いた金を町の社教福祉にまわす事が出来た。と言っていました。所有機械等も、シヨベル(D30)・グライダー(GD30)・ローラ(二、五)・スプレヤー(リヤカー可搬式)各一台、二トタンブ二台だけ、我が村の夏分遊んでいる数々の除雪重機械を思えば齒軋りする程軽さを感じたのは私一人ではなかったと思う。説明にあたって課長の顔は、アスファルトのオイル焼けて異状に黒い。オープンシヤ

一年度一般会計五億八千六百万円(十億八千万円)内歳出に占める地方交付税五二、二%(四三、五%)。町債一、六%(一、六、一%)。県内一小さな町で農村地帯、目ぼしい産業もない。財政力も乏しく我が村以上に交付税に頼っている小じんまりした町でした。
しかし、この町では四六年から独力で舗装事業に着手、今年七月現在で、巾二米以上の町道のうち(二米以上全部町道)人家のあるところ、つまり生活道路は百%舗装完了、今後は農道を主に舗装を進めてゆく計画との事。町道延長は、巾二米以上約八万五千米(一万平方米)で、路肩改良、側溝布設など平行した舗装工事ではあるがまず現道にアスファルトをかけ埃りの立ない道にしてその後披巾をすと言うのが町の方針。次に施工方法ですが役場直営で行なっているのに驚く。毎年七、八月を舗装の月と決め、建設課挙げてこれにあたる。職員数は運転手、雇二人を含めて九名、舗装の月になる役場の机にいるのは交代で一人が定期報告事務や諸連絡にあたる特に八月の暑い時期となると現場集合午前四時三十分。課長以下丸首シャツ一枚で汗にまみれ働く。午後は当然ながら休養。これに働く就労者はその地区の六十歳

ツに作業スポン、油気、櫛目もない白髪混りの頭髮で汗を流して忙がしい。当日、やはり新聞記事をみて私等より一足先に福島県の自治体の視察もあり誠に気の毒なくらい。ネクタイで同席したのは町長と議長のみで、助役以下服装など二の次と言った感じ。朝四時半から泥まみれの建設課員に限らず各課同じと見受けられるが、職員の中から不平が起きないかとの愚問に対し、町長は、そのとおりです。ともすれば役人とは机に向って雑多な帳簿を出し入れしても日を過すことが出来る。しかし必至になって毎日の生活を得るため働いている住民に対してそれでは申し訳ないでしょう。私は常にこれをお言っています。例えば建設課の職員が、ホワイトカラーの袷袴を氣にしています。と淡淡と述べると、土方なんです。と淡淡と述べると、言葉に見栄も体裁も誇張もない。職員の不平等はどうだろう。との町長の間に、議長、助役、課長連が一つけに取られて朗に笑う声に誠に自



今後は農道を主に

然を感じた。ここに瓜連町広報六月号に課の紹介があったので転載してみます。
「この課を知らなくて町道は歩けない。雨の日のぬかてみ、カラッ風の風塵から解放してくれた人たち、町の道路はこの人方の汗の結晶で作られたものです。」これに対し、課では、俺達は土方だ……と称して職員一致協力割切って働いていました。と言葉少なに掲載されてきました。土木行政の他にも観光面では景勝地もない。ならば自分達で作ろうと三五年より、「ふのさと運動公園」と名付け一〇haの山林に公園を造成し、育てた八重桜八本は平均十cm以上となり野外ステージ、テニスコート、ヘルスサーキット、水道、照明設備を完備、五月上旬は連日一万人の近郊の花見客で賑いを呈したとまた、福祉では、何処でもやっている事業の他に金婚者を毎年一泊の招待旅行、席上金婚証書と夫婦茶わんを贈り長い苦労に報いるまた、冠婚葬祭の引物、菓子など公民館に見本が展示されており、先輩議員の話では私の方の半値とか。なお地域開発の面では四七年より二万坪の団地造成に着手、開発人口五千人を目標に現在造成八三%完了との事でした。
この他、学ぶべき事多くありますが今回の視察を通じて、単にアイデアでなく、確実に住民と一体になり実行してゆく活気ある行政指導に心から敬意を表したい。

審議した議案

全議案 可決

第二回臨時会

— 〇5月11日〇 —

●東成瀬中学校建設工事請負契約の締結について。
昨年度に引き続き建設される東成瀬中学校第二期工事を、本体内事(主として体育館)は、契約金額二億一千四百万円で大曲市磯丸忠建設、電気工事は、契約金額一千四百二十九万円で秋田市磯丸忠工業、衛生暖房工事は、契約金額二千四百七十万円で秋田市磯丸忠建設に、工期はそれぞれ契約の日から昭和五十一年十月三十日までとし、設備設置工事は、契約金額六千九百九十万円で湯沢市磯おびきゅう。と工期を契約の日から昭和五十一年十一月三十日までとし、契約締結の議決を求めたもの。

第三回定例会

— 〇6月22日〜24日〇 —

●林道を併用林道とすることについて。
林道生内線は生内国有林林道と連結する峠路線であるが、併用林道とすることにより国有林事業と密接な関連をもつと共に利用区域内の林業生産性の向上と皆瀬村との交流をはかることよって地

域福祉の増進をはかることを目的としたもの。

●東成瀬村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
国保直営診療所医師に対し、管理又は監督的地位にある職員であるとし、管理職手当を支給するもの。適用は昭和五十一年六月一日から。

●職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。
診療所に勤務する職員に支給する特種勤務手当のうち、医師について、給料の「百分の十五」を、「百分の二十五」に改めたもの。

●昭和五十一年度東成瀬村一般会計補正予算(第二号)
既定の予算総額に二千九百三十三万七千円を追加し、総額を十一億一千二十五万七千円としたもので歳入の主なもの、地方交付税追加一千万円、五十年一般会計繰越金追加一千三百六十万円、歳出では岩井川地区に建設予定のコミュニティセンター(含、児童館、老人憩の家、生産活動作業場)建設費追加一千六百九十六万五千円などである。

●昭和五十一年度東成瀬村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
事業勘定の既定の予算総額に一

千八十六万九千円を追加し、総額を一億四千五百七十七万八千円。施設勘定の既定の予算の総額を一億四千五百七十七万八千円。施設勘定の既定の予算の総額に六十七万六千円を追加し、総額を三千四百七十六万一千円としたもので、事業勘定で主たるものは、歳入で医療費改定による国庫支出金の増、歳出では医療給付費の追加である。また、施設勘定においては、歳入では五十年の繰越金追加、歳出では医師給料改正に伴う人件費の追加が主である。

●昭和五十一年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第一号)
既定の予算総額に百五十万円を追加し、総額を五千五百九万一千円としたもの。歳入では、一般会計からの繰入金百五十万円。歳出では岩井川簡易水道工事、大柳小学校給水取水口等工事請負費百五十万円である。

●昭和五十一年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第二号)
既定の予算総額に九万八千円を追加し、総額を十一億一千三十五万五千円とするもの。歳入では五十年の繰越金追加九万八千円。歳出ではコミュニティセンター建設費追加百八十五万円、簡易水道特別会計繰入金減百八十一万六千円などである。

●昭和五十一年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第三号)
既定の予算総額に九万八千円を追加し、総額を十一億一千三十五万五千円とするもの。歳入では五十年の繰越金追加九万八千円。歳出ではコミュニティセンター建設費追加百八十五万円、簡易水道特別会計繰入金減百八十一万六千円などである。

第四回臨時会

— 〇5月12日〇 —

●昭和五十一年度東成瀬村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
事業勘定の既定の予算総額に一

千八十六万九千円を追加し、総額を一億四千五百七十七万八千円。施設勘定の既定の予算の総額を一億四千五百七十七万八千円。施設勘定の既定の予算の総額に六十七万六千円を追加し、総額を三千四百七十六万一千円としたもので、事業勘定で主たるものは、歳入で医療費改定による国庫支出金の増、歳出では医療給付費の追加である。また、施設勘定においては、歳入では五十年の繰越金追加、歳出では医師給料改正に伴う人件費の追加が主である。

専決処分報告

(第二回臨時会)

●昭和五十一年度東成瀬村一般会計補正予算(第七号)
既定の予算総額に歳入歳出それぞれ一千六百七十七万八千円を追加し、総額を十億五千八百八十九万九千円とし、歳入の主たるものは、過疎対策事業債、一般単独事業債等の村債一千二百三十万円、歳出では財調基金への繰入金一千六百八十八千円である。(原案承認)

●東成瀬村税条例の一部を改正する条例。
地方税法改正に伴う村税条例の一部を改正する条例で、個人の村民税の非課税の範囲を「六十万円」から「七十万円」としたもののほか、軽自動車税等を改正し、本年四月一日より施行するもの。(原案承認)

●東成瀬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
地方税法改正に伴う村国保税条例の一部を改正する条例で、賦課限度額「十二万円」を「十五万円」と改めたもののほか、国保税の減額条項を改正したものの。(原案承認)

●昭和五十一年度東成瀬村一般会計補正予算(第一号)
参議院県選出議員の補欠選挙執行に伴う経費の補正で、既定の予算総額に百十二万円を追加、総額を十億八千二百二十万円としたもの。(原案承認)

●昭和五十一年度東成瀬村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
事業勘定の既定の予算総額に一

千八十六万九千円を追加し、総額を一億四千五百七十七万八千円。施設勘定の既定の予算の総額を一億四千五百七十七万八千円。施設勘定の既定の予算の総額に六十七万六千円を追加し、総額を三千四百七十六万一千円としたもので、事業勘定で主たるものは、歳入で医療費改定による国庫支出金の増、歳出では医療給付費の追加である。また、施設勘定においては、歳入では五十年の繰越金追加、歳出では医師給料改正に伴う人件費の追加が主である。